

令和7年度 前橋市立原小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定することとする。

(1) 基本的な考え方

- ①全ての児童と大人が、「いじめは本校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識のもと、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを進める。
- ②いじめ防止に関わる各種対策により、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ③いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにする。
- ④いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に必要であることを認識しつつ、県、市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(2) めざす児童像

- ・ いじめをしない、させない、見逃さない児童
- ・ 人を大切に、自分を大切にする児童
- ・ 自分で考え、判断し、責任のある行動のできる児童

2 組織及び校内体制について

(1) 組織構造図

【いじめ対策委員会】

- (1) いじめ対策委員長 生徒指導主任
- (2) 委員 校長、教頭、教務主任、学年生徒指導担当教諭、養護教諭、教育相談主任
- (3) 内容 ①いじめ防止対策の立案・実施・点検・評価
②個別のケースの対応・指導支援
③記録の集積・情報収集・いじめアンケート実施
④相談窓口（保護者との連携）
- (4) 開催日 生徒指導・いじめ対策委員会の前半に開催
毎月1回

関係機関

- ・ 市教委
- ・ 警察
- ・ 児童相談所
- ・ 医療機関 等

【教育相談部】

- ・ 面談 等

【いじめ対応チーム】

学年主任・担任・該当職員・生徒指導主任

【校内研修】

- ・ 授業改善
- ・ いじめの理解や防止に関する研修

【道徳・特活部会】

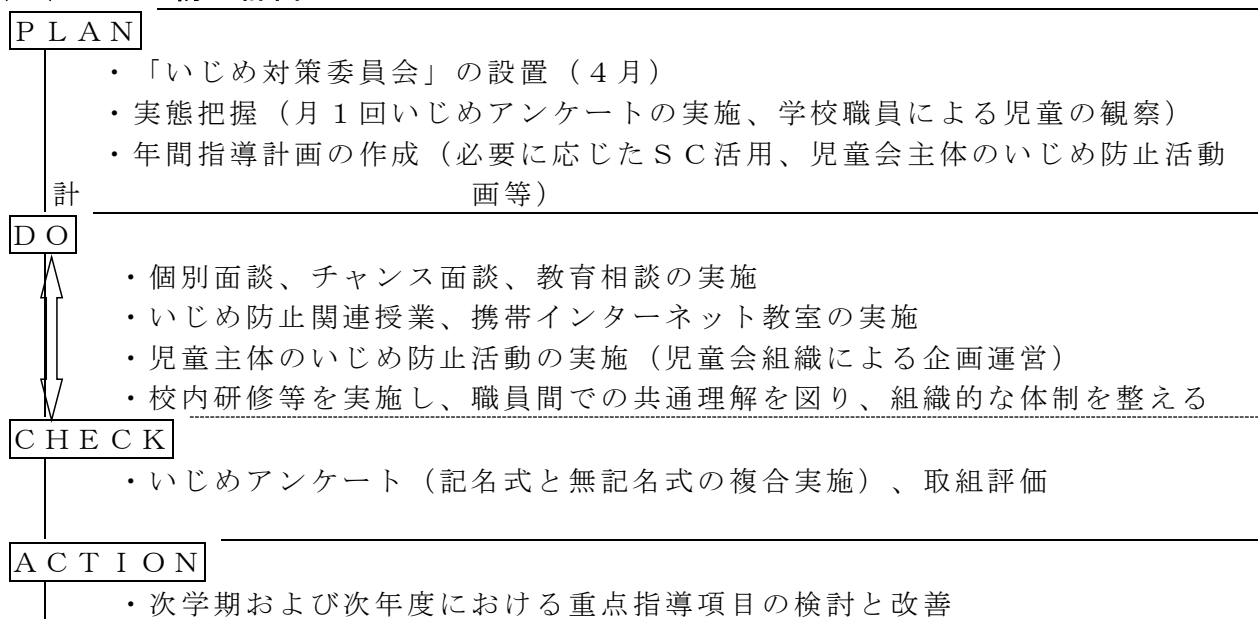
- ・ いじめの未然防止に向けた授業
- ・ 児童主体のいじめ防止活動

(2) 役割

- (1) 校長 いじめ防止基本方針の策定（学校経営方針にも反映）
- (2) 教頭 いじめ防止推進体制の工夫・改善
- (3) いじめ対策委員長（生徒指導主任） 計画の立案、実施、評価の中心的役割
- (4) 教務主任 いじめ防止のための教育課程の編成
- (5) 各学年生徒指導担当 各学年の計画の立案、実施、評価
- (6) 教育相談主任 家庭・地域との連携

(7)養護教諭 普段の様子を観察および声かけ、必要に応じて各担当に報告

(3) いじめ防止計画



3 いじめの未然防止

(1) 指導の方針

○いじめに対する基本認識が持てるようにする。

- ・いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ・いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ・いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

○未然防止に向けては、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

(2) 取組

- ①望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- ②道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
- ④常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑤学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑥教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑦教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、外部相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑧地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ⑨様々な児童の特性や環境を職員が共通理解し、それぞれのケースに応じた配慮をしながら未然防止をしていくようにする。
- ⑩児童会組織が主体となり、児童がいじめ防止活動（例：いじめ防止活動啓発ポスター作成、年間を通した挨拶運動の実施等）を積極的に行うようにする。
- ⑪発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にしたい指導を行う。

4 いじめの早期発見

(1) 指導の方針

○いじめは、大人の目の届きにくい場所や時間で発生したり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。

○学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努めるようにする。

(2) 取組

- ①子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、個別面談、チャンス面談等)
- ②子どもの行動を注視する。(チェックリスト、観察等)
- ③保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- ④地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

5 いじめに対する対応

(1) 指導の方針

「いじめ対策委員会」を機能させ、早期解消に向けて、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。また、対応は複数で行うことを原則とし、学年および学校全体で対応することとする。

(2) 取組

- ①いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、早期に詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任等が抱え込むことのないように、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- ③学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ④いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。また、これからの正しい行動がとても大切だということをしっかりと伝える。
- ⑤様々な児童の特性や環境を職員が共通理解し、それぞれのケースに応じた配慮をしながら指導をしていくようにする。
- ⑥必要に応じて、早期に警察等関係機関に相談して協力を求める。
- ⑦いじめ案件は解決後少なくとも3ヶ月間は観察の期間を設け、学校全体で関係児童を見守っていくようにする。
- ⑧いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を取り合う。

(3) ネット上のいじめに対する対応

- ①不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため直ちに削除のための措置をとる。
- ②児童が悩みを抱え込むことのないよう、教育委員会の相談窓口など関係機関の活動を周知する。
- ③情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(4) 重大事態への対処

- ①重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、教育委員会と連携して、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②調査を行った結果について、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、教育委員会と連携して、必要な情報を適切に提供する。
- ③地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による①の調査の再調査、再調査の結果を踏まえての措置を講ずる。

6 その他

(1) 評価と改善について

- いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価をし、必要に応じて改善していく。
- 月1回の「いじめ対策委員会」でチェックを行うとともに、各回の委員会において評価を行い、必要に応じていじめ防止活動の改善を図る。

(2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- 本方針をホームページで公開するとともに、学年・学級懇談会等で学校が取り組んでいるいじめ防止活動について発信するなど、保護者や地域への周知を図る。
- 市教委や関係各所等と連携して携帯インターネット教室を開催する。